

鈴木胤の漢文訓読における敬語法について

石 川 洋 子

一、はじめに

鈴木胤による訓点本は、享和三（一八〇三）年に刊行された『大學參解』と、文政三（一八二〇）年に刊行された『論語參解』がある。また、その訓読法は、天保七（一八三六）年に刊行された『改正讀書點例』にその要略が述べられてをり、この三つの著作を見ることにより、鈴木胤の訓読法は知られるところである。しかしながら、鈴木胤の訓読については、彼の国語学上の業績である、『言語四種論』、『活語斷續譜』、『雅語音聲考』、『雅語譯解』などの影にかくれて、これまであまり論ぜられたことはない。

『改正讀書點例』^{注1}の丹羽勗^{注2}による「はし書」には次のやうにある。

また今の漢籍讀に御國の古語の傳はりたる事あり。師の此書を讀ひとさる類とを辨へ得ば漢籍も亦、御國學との便りとなること有へし。（句読点、石川）

そこで、この論文は国学者（国語学者）でもあり、漢学者でもあるといふ二面性を備へた鈴木腹が、日本語をどのやうに捉へてゐたのかを考察する上で重要な鈴木腹の訓読の特徴、特に今回は、訓読における敬語法について考察するものである。

二、鈴木腹について

鈴木腹についての研究は、主に『鈴木腹』（岡田稔・市橋鐸著）^{注3}により知られるところである。ここでは、その概略を示すこととする。

鈴木腹は、宝曆十四（一七六四）年、名古屋西枇杷島の医家、山田重蔵の三男に生まれた。後、父の本姓の鈴木氏を継いだ。通称は常介、字は叔清、号は離屋である。天保八（一八三七）年に七十四歳で歿してゐる。

鈴木腹は、学問とは、「和漢古今ヲ博ク見ワタスヲ學ト云」と、『離屋學訓』で述べてゐる通り、漢学は、十二歳から二十歳まで、護園学派の市川鶴鳴^{注4}について学んでゐる。国学は、二十九歳のとき、本居宣長の門人となる。が、それ以前、十七歳のとき、漢学の師鶴鳴が、宣長の『直昆蟲』をめぐり、宣長と論争をしたことがあり、^{注5}このころより国学に対する関心はめばえたのではないかと思はれる。二十二歳のときには、宣長の『紐鏡』を写し、その末に、『詞の玉緒』の抄を附してゐる。

「離屋」といふ号は、腹の『離屋歌稿』の中に、詞書とともに和歌があり、それに由来する。その和歌とは、次

の如くである。

さしこもらん れうに 家のうしろにややへだてて 小さき屋をつくりて はなれ屋となんいへりける
さてよめる

かけはなれ山の奥にはあらねとも浮世に遠きこちこそすれ

この離屋の号の由来について、服六代目の鈴木俊氏は、次のやうに推察されてゐる。

さて、離屋の号が何時頃から使われたか。私の莫然とした推定によれば、四十才の中頃からと思われるがどうであらう。

またその号の由来を推察すれば、当時勝田三雪の「離れ」に住んでおり、ようやく著述も進み人の出入も繁くなって、母屋の家人も訪れる人も、「離れの先生」「離れの先生」と呼び馴らされてくると、或日服の大人の申さるるに 我に良き名を授け賜えり 我を訪い來れるもの離れの大人となん申す この名正に我が意を得たり 今よりは離屋と号すべし と
てな事になつたのではなからうか。

思うに、師の宣長が鈴の屋と号していたので、離屋とは一脈通じたところがあり、気に入つたものであらう。

〔鈴木服〕四一三頁〕

また、鈴木服は、飄逸な性格であつたらしく、次のやうな狂歌や、小咄（漢文笑話）も作つてゐる。

味噌で飲む一ばい酒に毒はなし 煤けたかかに酌をとらせて

〔統養生要論〕

正直をばかのから名と云ならば利発利根やすりの蛮名

〔『離屋詠草』卷十八〕

綱渡りあやふいわざも習ひありて世渡りよりはやすいといふ也

〔『離屋詠草』卷二十六〕

老年を五石でくらす貧者でも万年生きりや拾五万石

注。

福神行遇窮鬼於途、避道左、拜下風、状貌甚恭、窮鬼不與為礼、偃蹇傲睨而遇之、福神之従者、皆扼腕不平、

竊誹福神、福神諭之曰、彼於貴戚朱門、無所不往、我之所相親、特賈豎耳、吾安敢當彼哉、

〔『離屋文章』〕〔『鈴木服逸文集』所収〕

三、鈴木服の訓読における敬語法について

鈴木服の訓読に関する考へ方は、『離屋學訓』注⁷によると、次のやうにある。

漢籍ヲヨムニ和訓ノ盡サザル所ハ、譯「文筌」蹄ヲ考フベシ。今「時」讀ミ方ニハ宜シカラザル事多シ。其心シ

テ改メ正スベキコト別ニ著シ（五六頁八行）

ここに、荻生徂徠の著書の『譯文筌蹄』の名があるのは、服の漢学の師が、前述した通り、市川鶴鳴であり、鶴鳴は護園学派の徂徠・服部南郭に学んだ大内熊耳を師としてゐることから理解できる。また、「別ニ著シオケリ」といふのが、後に刊行された『改正讀書點例』の草稿であると考へられてゐる。注⁸

さらに、先に引用した『離屋學訓』の直前に、服は次のやうに述べてゐる。

和漢ノ雅語ニ通ズルコト、コレ文學ノ大本ニノ、亦ソノ入口ナリ、雅語ニ通ズルハ俗語ノ譯ニヨル、古今遠鏡、又己ガ著ハセル雅語譯解ニヨルベシ、

右のことから、「和訓」を尽くし、「雅語」を用ゐて訓読してゆくことが、腺の訓読法の基本であることがわかる。

次に、その訓読法の特徴の一つである、敬語法について考察する。

1、腺の敬語に対する考へ方

一般的に、漢文訓読に用ゐられる敬語は、和文に用ゐられる敬語に比して極めて単純である。『論語』に使用される敬語でいへば、「曰」字を「イハク」と訓じるのか、「ノタマハク」と訓じるのか。尊敬の補助動詞「タマフ」を使用するのか、使用しないのか。助詞「ノ」と「ガ」の使い分けがあるのか、ないのか。「在」字を、「イマス」と訓じるのか、「アリ」と訓じるのか。「見」字を「マミユ」と訓じるのか、「ミル」と訓じるのか等である。

腺の訓読においても、用ゐられる敬語は、他の訓点本と変はることはない。が、しかし、野村真木夫氏の『改正読書点例』の位置注9にも指摘されてゐるが、腺の敬語は、他の訓点本よりも「敬意の対象が拡張され」てゐるのである。それは、腺の敬語に対する考へ方が、それまでの他の訓点本とは異なつてゐるからである。では、まづ、腺の敬語に対する考へ方を見てみようと思ふ。

腺の敬語に対する考へ方は、『改正読書点例』の「書ヲ讀ムニ心得チガヒノ事アル一種」といふ項目の中で述べられてゐる。次の通りである。

聖賢又ハ貴人ノコトバモ行ヒモ、貴ブ詞ツカヒニテ、為ハ、シタマフ、イフハノタマフトヨム事ナルヲヨム者ノ心ニテ貴ブ事ト心得ル事、古「来」一統ノ誤、

また、『論語』を読むときの敬語の使い方については、次の如く述べてゐる。

論語ノ作者ガ和人ニナリテ、和語ヲツカヒタル体、サレバイツレモ其作者ノ心ニテヨムベキ事。孔子ハ格別ノ師ナレバ、君親ノ列ニタフトムハ、其作者ノ尊ム、作者魯人ト見ヘタレバ、…(割注略)…哀公問テノタマハク、定公問タマハクトヨムベシ、臣民其國君ヲ、同輩ノ如クノフベキ由ナケレバ、…しかし、胤は、『左傳』においては、その記録体といふ文体の形から、たとへ孔子の言葉であっても「イハク」と簡略に訓むべきであり、また『莊子』においては、莊子に孔子を尊ぶ心が無いので、孔子の言葉であっても「イハク」と訓むべきであると述べてゐる。

さらに、この項目において、「日」字についての考へも披瀝してゐる。次の通りである。

○日ノ字、漢語ニテハ差別ナケレト、此方ニテイハク、ノタマハクト別ツ、ノタマハクハ、ノリタマハク、イハクハ、イハラク、ノタマハクハ、俗ニ、オツシヤル事ニハ、オホセキケラル、ニハ、御意遊バス事ニハト云ニアタリ、イハクハ、イハシヤル事ニハ、イハル、事ニハ、イフ事ニハ、イヒヤル事ニハ、ヌカス事ニハト云ニアタル、雅語ニテハ二種ナレト、俗語ニテハ七八種ニモ別ル、

右は、「日」字の「雅語」には、「イハク」と「ノタマハク」との二種類あることを述べてゐる。「俗語」の訳を見ると、「ノタマハク」には敬意が含まれ、「イハク」には敬意は伴ってゐない。この胤の「イハク」と「ノタ

マハク」の使い分けが、これまでの漢文の訓読とどのやうに違つてゐるかは後述したい。また、拙論「『いはく』と『のたまはく』——『子曰』の訓じ方——」^{注10}において、腋の「曰」字の訓じ方を不明であるとしたが、この稿において、この部分も明らかにしたい。

以上、腋の敬語に対する考へ方を見てきた。

2、『論語參解』に使用されてゐる敬語

次に、腋の訓点本である『論語參解』では、^{注11}実際のやうに敬語が訓読の上で使用されてゐるのかを調査検討してみたい。前述の通り、腋の訓点本は『大學參解』^{注12}もあるけれども、腋は多く『論語』に対する見解を述べてゐるため、ここでは『論語參解』（以下『參解』とする）を資料として使用する。

腋の敬語法について知るために、次のAからFを調査した。

- A 「ノタマハク」（「ノタマフ」）
- B 「イハク」
- C 尊敬の補助動詞「タマフ」の有無
- D 助詞「ノ」と「ガ」
- E 「イマス」
- F 「マミユ」

では、まづ、Aから検討して行きたい。

A、「ノタマハク」(「ノタマフ」)

『參解』は、たとへば、「曰」字すべてに傍訓を付けてゐるわけではないので、「イハク」と訓じてゐるのか、「ノタマハク」と訓じてゐるのか、一見、識別しにくい。そこで、まづ、『參解』において、傍訓によりその訓じ方が明らかなものを考察し、次に、一部分の傍訓が付けられてゐることにより、その訓じ方を推察し、最後に、第一と第二の考察から得られた結果から、傍訓の付けられていないものの訓じ方を推察してゆきたい。

④「ノタマハク」及び「ノタマフ」と訓じてゐることが、傍訓により明らかな例

- ①子^ノ曰、學^ン而時^テ習^レ之^ヲ、(9頁5行目以下9・5とする)、「學而第一」の冒頭)
- ②哀公問^テ曰^ク、(32・6、「ク」は上記の如く二つあり。哀公は魯の国の君主。孔子の主君)
- ③子謂^レ韶^ヲ、(49・3)
- ④夫子之言^ニ性^ト與^テ天^道、不^レ可^レ得^テ而聞^ク也。(66・5)
- ⑤子謂^ニ子^産、(68・8)
- ⑥子罕^ニ言^レ利^ヲ。(117・3)
- ⑦子云^ニ吾^不レ^レ試^ヒ故^藝。(120・4)
- ⑧哀^公問^ニ於^有若^ノ曰^ク、(160・4)
- ⑨曰^ク、(160・7、哀公の言葉)
- ⑩子言^ニ衛^靈公^之無^道也。(190・10)

①夫^一子^二自^三道^四也。^{（194・8）}

②周公謂^レ魯^ニ公^一曰、^{（250・8、周公は魯の国の始祖）}

右の十二例の「ノタマハク」、「ノタマフ」の主語は、九例が孔子であり、二例が哀公であり、一例が周公である。前述したやうに、孔子は「君親ノ列ニタフトム」ので「ノタマハク」、「ノタマフ」と訓じられてゐる。

さらに、その訓みは、「曰」字（①②⑧⑨⑫）だけでなく、「謂」字（③⑤）、「言」字（④⑥⑩）、「云」字（⑦）、「道」字（⑪）等の漢字にも当てはめられてゐる。^{注13}

③「ノタマハク」と訓じてゐることが推察できる例

子謂^{ハク}（61・3、61・5、61・8）

曰^ク（122・9 主語は孔子。）

子曰^ク（204・4、244・2）

孔子曰^ク（219・6、222・9、224・3、224・7、225・2、225・6、244・8）

右の十三例は、傍訓が一部分しか付されてゐないので、「イハク」と訓ずるのか、「ノタマハク」と訓ずるのか判別できないけれど、これらはすべて孔子の言葉に対する傍訓であり、Aの②の考察から、「のたまはく」と訓じてゐると推察できる。

また、『參解』では、大方の「曰」字等に傍訓は付されてゐないが、それらも、孔子、または君親の言葉であるなら「ノタマハク」と訓じてゐるものと思はれる。

B、「イハク」

④ 「イハク」と訓じてゐることが、傍訓により明らかな例

『參解』には、「イハク」と傍訓のある例はない。その上、「イハク」と訓じる場合の「ハク」、「ク」といふ一部分の傍訓すら付けられてゐない。

⑤ 「イハク」と訓じてゐると推察できる例

① 子貢、曰、(17・2、159・10、194・8、258・9、259・10、260・11)

② 有子、曰、(19・8)

③ 或、曰、(47・7、123・10、196・8)

④ 曾子、曰、(56・11、57・1)

⑤ 子遊、曰、(59・2)

⑥ 顔淵、曰、(73・8)

⑦ 仲弓、曰、(75・3)

⑧ 子路、曰、(93・3、151・1、232・8、242・8、248・6)

⑨ 達巷黨人、曰、(117・7)

⑩ 冉有、曰、(219・6)

⑪ 人、曰、(244・10)

⑫ 丈人、曰 (248・1)

⑬ 子張、曰 (253・9)

⑭ 子夏、曰 (253・9、254・10)

右の①～⑭の「曰」字は、「イハク」と訓じてゐるものと推察される。それは、①～⑭の二十七例の「曰」字の主語は、子貢、有子、曾子、子遊、顔淵、仲弓、子路、冉有、子張、子夏であり、彼らは孔子の弟子であるからである。孔子のみ、「君臣の列ニタフトム」のであり、弟子は孔子とは同等に扱はないためである。孔子の弟子以外が主語となつてゐる、③の「或」、⑨の「達巷黨人」、⑪の「人」、⑫の「丈人」についても、「曰」字は「イハク」と訓じてゐる。それは、それぞれの主語が孔子や主君ではないからである。

従つて、「曰」字の上にくる漢字と「曰」字との間にある「ノ」といふ傍訓は、助詞の「ノ」である。このことは後述する。

C、尊敬の補助動詞「タマフ」

① 尊敬の補助動詞「タマフ」が傍訓にある例

① 子入テ大ニ廟ニ毎レ事ニ問フ。(44・5)

② 定公問フ、(46・4、定公は哀公の父。)

③ 子説フ。(62・10)

④ 哀ニ公問フ。(75・9)

⑤子之所^ノ愼^ハ 齋^{モフ} 戰^イ 疾^ヒ。(94・3)

⑥子在^{シテ} 齊^ニ 聞^ユ 韶^ヲ。(94・6)

⑦子所^ハ 雅^シ 言^フ、(97・1)

⑧夫子何^レ晒^レ 由^ヲ也。(154・3)

⑨禹稷躬^{ツカラ} 稼^ノ 而有^ニ 天下^ヲ。(183・9、禹は夏王朝をひらいた聖天子。稷は舜のときの農官として功績をあ

げ、子孫が周の王朝をひらいた。)

右の九例の主語は、孔子が六例であり、定公、哀公、禹・稷がそれぞれ一例づつである。胤は、「聖賢又ハ貴人ノコトバモ行ヒモ、貴ブ詞ヅカヒニテ」訓ずると述べてゐる通り、右の孔子、または君主の動作に対して、補助動詞「タマフ」が添へられてゐる。

⑩尊敬の補助動詞「タマフ」が傍訓にない例

季康子問^{ハク}、(32・11、季康子は魯の大夫。)

季康子問^{ハク}、(79・3)

子路問^{ハク} (149・3)

冉有問^{ハク} (149・4)

子張問^{ハク} (163・11)

君子易^ハ 事^ノ 而難^シ 說^メ 也 (179・11)

ここでは、主語が、魯の大夫の季康子、孔子の弟子の子路・冉有・子張・宰我、また、君子である。先述したCの②での主語が、孔子や魯の君主定公等であり、「問」字、「説」字はそれぞれ、「問^{ヒキウ}」、「説^{フムカンメキ}」と訓ぜられていたが、ここでは、主語が魯の臣下、孔子の弟子たち、個有名詞ではない君子であるので、それぞれの動作に「タマフ」は添へられてゐない。このことは、Bの「曰」字が「イハク」と訓ぜられる傍證にもならうかと思ふ。

D、助詞「ノ」と「ガ」

② 「曰」字の上に存する傍訓「ノ」

前述したAの②の①の用例は「子曰」とあり、これは「子ノ ノタマハク」と訓じられてゐたことは明らかである。そこで、Aの②の「子曰」、「孔子曰」も、「子ノ ノタマハク」、「孔子ノ ノタマハク」と訓じられてをり、その傍訓「ノ」は、助詞の「ノ」であると思はれる。

また、前述のBの「子貢曰」、「有子曰」等の二十七例の傍訓「ノ」も、「子貢ノ イハク」、「有子ノ イハク」とそれぞれ訓じて、助詞の「ノ」であると推定する。

助詞「ガ」については後述するが、臆は「曰」字上の「ノ」と「ガ」については、敬意を表はす「ノ」と、敬意を示さない「ガ」の使ひ分けを行つてゐたことは明らかである。

③ 「曰」字の上に存する傍訓「ガ」

① 牢^ガ曰 (120・3)

② 棘子成^ガ曰 (159・9、衛ノ大夫)

③ 長沮^ガ曰 (246・10、隱者)

用例は、右の三例のみである。①の「牢」については、胤のこの部分の割注によると、次の如くある。

琴牢字ハ子張、孔子の弟子、上論ノ作者ナリ、サルニ因リテミヅカラ名ヲ稱セリ、

つまり、『論語』の作者「牢」が自分の名を引用したために「ガ」を使用してゐるのである。②の「棘子成」、③の「長沮」とも、『論語』の作者からは敬意を表されてゐないため、「ガ」が使用されてゐる。

◎ 「之」字を「ガ」と訓じる例

「ノ」と「ガ」の使ひ分けは、助字「之」字に対しても、㉑と同様にその区別が行なはれてゐる。次の通りである。

① 子曰、赤^ガ之^{クニ}適^ニ齊^ニ也 (77・3)

② 未嘗^ニ至於^カ偃^ニ之^ニ室^ニ也、 (82・1)

③ 子曰、不^レ有^ニ祝鮀^ガ之^ガ佞^ガ、 (82・5)

④ 而有^ニ宋朝^ガ之^ガ美^ガ、 (82・5、「ガ」は上記の如く二つあり)

⑤ 丘^ガ之^ル禱^シ久^シ矣 (103・3)

⑥ 師^ガ摯^ガ之^ガ始^ニ關雎^ノ之^ノ乱^ニ、 (112・1)

⑦ 由^カ之^カ行^レ詐^ラ也、 (122・9)

- ⑧ 由^ガ之^ノ瑟、奚^ニ為^ル於^レ丘^ノ之^ノ門^ニ。(146・7)
- ⑨ 偃^ガ之^ノ言^ハ是^キ也、(231・4)
- ⑩ 予^ガ之^ノ不^レ仁^{ナル}也、(240・7)
- ⑪ 是^レ魯^ノ孔^ノ丘^ノ之^ノ徒^ガ與、(247・3)
- ⑫ 我^ガ之^ノ大^ナ賢^{ナラン}與、(254・1)
- ⑬ 賜^ガ之^ノ牆^ハ也^ハ及^{ベリ}肩^ニ、(259・10)
- d 「之」字を「ノ」と訓じる例
- ① 非^レ不^レ說^ニ子^ノ之^ノ道^ニ。(81・1)
- ② 德^ノ之^ノ不^レ脩^メ、(90・1)
- ③ 學^ノ之^ノ不^レ講^セ。(90・1)
- ④ 子^ノ之^ノ燕^ニ居^申如^ク也。(90・3)
- ⑤ 子^ノ之^ノ所^ハ愼^ム、(94・3)
- ⑥ 知^ル之^ノ次^一也。(100・9)
- ⑦ 鳥^ノ之^ノ將^レ死^ル其^ノ鳴^一也^哀。(106・4)
- ⑧ 天^ノ之^ノ將^レ喪^ニ斯^ノ文^一也、(119・2)
- ⑨ 且^ヘ予^{ヨリ}與^ニ其^ノ死^ニ於^レ臣^ノ之^ノ手^ニ也、(123・1)

- ⑩ 異乎三子者之撰（153・3）
- ⑪ 有是哉、子之迂也（170・6）
- ⑫ 道之將行也與、命也。（198・2）
- ⑬ 言忠、信、行篤敬、雖蠻貊之邦行矣。（205・6）
- ⑭ 事其大夫之賢者（207・6）
- ⑮ 民之於仁也、（216・7）
- ⑯ 且在邦域之中矣、（219・4）
- ⑰ 祿之去公室五世矣、（222・4）
- ⑱ 樂道人之善、（223・7）
- ⑲ 子之往也、如之何、（232・10）
- ⑳ 其猶穿窬之盜也與（236・1）
- ㉑ 夫三年之喪、天下之通喪也（240・9）
- ㉒ 與其從人之士也、（247・5）
- ㉓ 小人之過也必文。（255・6）
- ㉔ 其不改父之臣與父之政、（258・2）
- ㉕ 夫子之云不亦宜乎（260・3、夫子は叔孫をさす）

以上、助字「之」字を「ノ」と訓じる場合は、①「子之道」、④「子之燕居」などのやうに、敬意を表す場合と、②「徳之不脩」、③「學之不講」などのやうに、単なる連体格の用法である場合とがある。

E、「イマス」

「在」字について、服は『改正讀書點例』において次の様に述べてゐる。

○父在觀其志、父母在不遠遊、右タレノ父母トモナキニ、イマス寸ハトウヤマヒコトバヲツカフ事、イハレナシ

服は、敬語を使ふ理由のないところに敬語を使用してはならないとしてゐる。『參解』で傍訓により「イマス」と訓じてゐるのが明らかな例は、次の四例である。

①子在齊聞韶。(94・6)

②君在踞踏如也。(130・7)

③子在、回何敢死。(150・1)

④在陳絶糧。(203・11)

F、「マミユ」

「見」字について、服は、『改正讀書點例』の「字訓ノアヤマリ」で次の様に述べてゐる。

○見ミルトヨム寸清音之。孟子見梁惠王ハ、ミルトヨムベシ、俗ニ云アフ之、對面スル之、即アフトヨムモヨシ、又、アヒミルトヨムモヨシ、マミユトヨム寸、漢音清ミ、呉音濁リ、現ト同音同義ニテ、俗ニ

イフメミエ之、目通り出_レ現スル心ナリ、論語儀封_レ人請_レ見_レ章ノ、從_レ者見_レ之、マミエシムトヨムモサル事ナレ氏、アラハスト讀_レベシ、孔子ノ目_レ通_レリへ出ス事へ、

『參解』で傍訓により「マミユ」と訓じてゐるのが明らかな例は、次の七例である。

- ① 儀封_レ人請_レ見_レ 曰、(48・8)
- ② 吾未嘗_レ不_レ得_レ見_レ也。(48・9 割注に「目見エヲ願ヒ…」とあり。)
- ③ 童子見。(100・9)
- ④ 子路慍_レ 見_レ曰、(204・3)
- ⑤ 師冕見。(218・2)
- ⑥ 冉有季路見_レ於孔子_レ曰、(218・10)
- ⑦ 見_レ其_レ子_レ焉。(248・4)

3、『參解』と後藤点『論語』とにおける敬語使用の範囲の相違

『參解』は、「ノタマハク」「タマフ」の敬意の及ぶ範囲は、前述の通り、孔子・君・親などであった。では、それまでの他の訓点本の敬意を表す範囲は、実際にどのやうであつたのか。ここでは、江戸時代最も普及したといはれる後藤点『論語』と比較してみることにする。

ところで、後藤点は、孔子のことばに関して、抽論「『いはく』と『たまはく』—『子曰』の訓じ方」^{注15}で、

「シノタマハク」と訓じてゐることは既に述べたところである。では、孔子の魯の国の君主である哀公や、「曰」字以外の「言」、「謂」等の漢字はどのやうに訓じてゐるであらうか。『參解』と比較する上で、用例は、A^aの①「子曰」以外、つまり、A^aの②③④の原文を調査し、それを②③④とする。

② 哀公問曰、

③ 子謂韶、

④ 夫子之言性與天道不可得而聞也。

⑤ 子謂子產一。

⑥ 子罕言利

⑦ 子云吾不試故藝。

⑧ 哀公問於有若曰

⑨ 曰

⑩ 子言衛靈公之無道也。

⑪ 夫子自道也。

⑫ 周公謂魯公曰、

右の結果、哀公・周公等には「イハク」と訓じてをり、孔子の言葉でも、「謂」以外の「言」、「云」、「道」は「イフ」と訓じてゐる。これは、日本語の語法として見れば、鈴木腹の訓読の方が理に適つてゐると言へる。

又、C③の①～⑨までの用例を調査すると、後藤点では、尊敬の補助動詞「タマフ」は使用されてゐない。次の如くである。

- ① 子入^シニ大廟^{タイベウニ}、毎^{コトニ}事問^{コトヲ}。
- ② 定公問^{テイコウツト}。
- ③ 子説^シヨロコフ。
- ④ 哀公問^{アイコウツト}。
- ⑤ 子之所^{シノ}慎^{ツクシム}、齊^{サイ}戰疾^{センシツ}。
- ⑥ 子在^シ齊^{サイ}、聞^{トモロハ}レ韶^{セウヲ}。
- ⑦ 子所^{シノ}ニ雅^{ツネニイフク}言^{コトヲ}。
- ⑧ 夫子何^{フツトコロハ}哂^{ユウヲ}レ由^ユ也。
- ⑨ 禹稷^{ウシヨク}躬^{ミツ}稼^{カヲカフ}而有^{テシ}天下^{テンカ}一^{タモツ}。

次に、助詞「ノ」について比較してみたい。胤は、「子曰」を「子ノノタマハク」と訓じてをり、後藤点は、「子ノタマハク」と訓じ、助詞「ノ」は補読しない。

また、胤は、孔子の弟子ならば全員に「(弟子)ノイハク」と訓じたが、後藤点では「ノ」が使用されるお弟子は曾子だけに限られてゐる。用例は、B⑥の①～⑭を調査した。次の通りである。

- ① 子貢^{シコウ}曰^{コトヲイハク}、

- ② 有子 曰、
イウシ カイハク
アル ヒトノイハク
- ③ 或 曰、
ソウシ ノイハク
- ④ 曾子 曰、
ソウシ ノイハク
- ⑤ 子游 曰、
ユウ カイハク
- ⑥ 顔淵 曰、
ガンエン カイハク
- ⑦ 仲弓 曰、
チュウキウ カイハク
- ⑧ 子路 曰、
シロ カイハク
- ⑨ 達巷黨人 曰、
タツコトウノヒトノイハク
- ⑩ 冉有 曰、
ゼンイウ カイハク
- ⑪ 人 曰、
ヒトノイハク
- ⑫ 丈人 曰、
ジヤウジンノイハク
- ⑬ 子張 曰、
シヤウ カイハク
- ⑭ 子夏 曰、
シカ カイハク
- ① 子在齊聞韶。
シニ セイニ
イキニ セウラ

弟子以外の③⑨⑪⑫は、後藤点と暇と一致して、助詞「ノ」と訓じてゐる。
更に、後藤点では「在」字、「見」字はどの様に訓じられてゐるのだらうか。

- ② 君在キミイマセハ。 蹴踏如也シユクセキジヨタリ。
- ③ 子在シイマス。 回何敢死クハイナンソアヘテシセン。
- ④ 在陳絶糧チンニ。
チイマセハ タツツソノコ、ロサシラ
- ⑤ 父在マツル。 觀其志ミイマスカ。
- ⑥ 祭如在イマスカ、
マツル 祭如在イマスカ、
- ⑦ 祭神如神在コトク。
シイマスカ
- ⑧ 父母在、不遠遊イマセハ、
コトク 父母在、不遠遊トトラクアソハ。
- ⑨ 子在陳曰チンニイハク、
シ 子在陳曰チンニイハク、
- ⑩ 有父兄在フケイイマス。
アリ 有父兄在フケイイマス。

右の如く、「イマス」は、後藤点の方が、⑤から⑩までの六例、使用例が多い。それに対して「見」字はどうであらうか。

- ① 儀封人請見ギホウジン 曰マミヘントイハク 儀封人請見マミヘントイハク 曰マミヘントイハク
- ② 吾未嘗不得見也ワレイマタカワテ。
コフテ 吾未嘗不得見也マミエル。
- ③ 童子見ドウシ。
マミユ 童子見ドウシ。
- ④ 子路慍見曰イカツテマミヘテイハク。
シ 子路慍見曰イカツテマミヘテイハク。
- ⑤ 師冕見シスンマミユ。
シ 師冕見シスンマミユ。

⑥ 冉有季路見^{ゼンイウキロ}於孔子^{コウシニイハク}曰、

⑦ 見^ミ其二子^{ソノニシラ}焉^{マミヘテ}。

⑧ 從者見^{ジウシヤ}之^{コレヲ}。^{注16}

「マミュ」は、後藤点と胤の用例はほとんど一致する。

四、結論

鈴木胤の敬語法について考察した結果は、すでに概略述べておいた通りであるが、ここではそれに補足を加へて結論としたい。

- a、「子曰」は「シノ ノタマハク」と、助詞「ノ」を付けて訓じてゐる。
- b、敬意の対象が、孔子だけではなく、孔子の主君である哀公や定公などに拡大されてゐる。
- c、尊敬の補助動詞「タマフ」を使用する。
- d、「曰」字以外の、「謂」「言」「云」「道」字についても、胤のいふ「聖賢、又は貴人のコトバ」ならば、「ノタマハク」(「ノタマフ」)と訓じる。
- e、孔子の弟子は、すべて「弟子ノイハク」と、敬意を表す助詞「ノ」を用ゐる。ここでも、敬意の対象が拡大されてゐる。

f、助詞「ガ」は、自らのことを述べる場合と、敬意を示されない人物のことばや行動について使用される。

g、腹は、「ノ」と「ガ」の使ひ分けを行つてゐる。

h、「イマス」は、それまで後藤点で使用されてゐた、神、父母兄などには使用されなくなり、その使用例は少なくなつてゐる。

以上、鈴木腹の訓読の特徴の一つである敬語について考察してみた。その他の特徴については、別稿を準備したい。

注

- 1、『文莫』九号（鈴木腹学会 昭和五十九年七月）の翻刻による。
- 2、鈴木腹の弟子。
- 3、鈴木腹顕彰会 昭和四十三年十月 その他、鈴木腹に関しては『国語学大辞典』（東京堂書店）、『国語学研究事典』（明治書院）、『言語四種論・雅語音聲考・希雅』解説（勉誠社）等、参照。
- 4、一七四〇～一七九五。上州の人。名は匡。字は子人。通称は多門。号は鶴鳴。
- 5、鶴鳴が『まがのひれ』を著して、宣長の『直昆霊』を駁した。
- 6、『鈴木腹 人と学問』二二三頁参照。
- 7、『鈴木腹 人と学問』所収。杉浦豊治 鈴木腹学会 昭和五十四年六月
- 8、尾崎知光 「改正読書點例について」『文莫』九号 鈴木腹学会 昭和五十九年七月

- 9、『文莫』十号 鈴木腹学会 昭和六十年十月
- 10、『同朋大学論叢』第六十四・六十五合併号 同朋学会 一九九一年六月
- 11、『大學參解 論語參解』（鈴木腹著作集經學篇） 鈴木腹学会 昭和五十六年八月
- 12、注11と同じ。
- 13、中田祝夫「『日』と『云』の用法区別」（『日本語の世界4』）などのやうに漢字の用法区別については、ここでは論じない。
- 14、『嘉永論語 後藤點
片假名付 完』を使用する。架蔵。
- 15、注10と同じ。
- 16、この用例については、本論文の二二八頁一行を参照されたい。